平成２５年（フ）第２２２８号
大阪府豊中市上野東２丁目４番52号　櫻木弘之方、住民票上の住所大阪府豊中市本町６丁目１番14―305号
債務者　西岡　蔦子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２６７号
大阪府大東市南津の辺町６番24号
債務者　小宮　勝子（旧姓大成）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２９３号
大阪市浪速区塩草３丁目10番19―401号
債務者　西脇こと　玄　　道子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２９９号
大阪府八尾市高美町６丁目１番６―205号
債務者　梶　　尚美
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３０２号
大阪市淀川区三津屋中２丁目９番８号201号
債務者　安藤知惠子（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０号
山口市下竪小路79番地　森脇ビル３－Ｃ
債務者　河崎　孝治
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
山口県周南市築港町12番１―815号
債務者　高光　敏彦
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２９号
山口県下松市大字末武中1396番地13　伍番館201号、前住所山口県周南市大字久米3098番地の４
債務者　吉本　康人
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５１４４号
東京都町田市金森７丁目８―14
債務者　松本　淳子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１５０号
東京都新宿区北新宿４丁目１―14　淀橋荘
債務者　足立　孝司
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１７７号
東京都江東区大島６丁目22―２―101
債務者　米村　清勝
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２１７号
東京都大田区西蒲田６丁目10―11―201
債務者　藤田めぐみ（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２２１号
神奈川県藤沢市長後374－１　井上ハイツＢ―203
債務者　小林　由美
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２２２号
神奈川県藤沢市長後374－１　井上ハイツＢ―203
債務者　小林　　茜
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２３１号
東京都足立区関原２丁目１―19―303
債務者　林　　正則
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２３２号
東京都品川区小山４丁目２－５―404
債務者　藤井　　文
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部